

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する令和8年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- | | | |
|---|---------------------------------|---------|
| 1 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 | 7, 240円 |
| 2 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 | |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 | 7, 049円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 | 3, 525円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 | 5, 287円 |
| 3 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 | 5, 171円 |
| 4 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 | |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 | 5, 035円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 | 2, 518円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 | 3, 776円 |
| 5 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 | 2, 069円 |
| 6 | 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 | |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 | 2, 014円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 | 1, 007円 |
| | 条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 | 1, 511円 |